

1. 開会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 「人権についての名張市民意識調査」集計結果報告書に関する指摘事項への対応について

(事務局説明)

(会長)

ありがとうございました。今、事務局の方から、関係段についてご説明いただきましたが、私の方からも、若干意見を述べさせていただいたんですけども、皆さんの方から、改めてご指摘いただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

よろしいですか。1ページの女性の比率の問題ですけれど、私が言いたかったのは、人口比率ではこうなってるけれども、今回の回答では女性がこうなってるのでということで、人口比率の事もちょっと入れておかなかつたら、もともと人口比率として、女性が多かつたら、回答が多かつても問題はないのだから。それをちょっと気づいたので。それからもうひとつ、文章を読んでいただいて、おさまりがもうひとつだと思ったのは、4ページの二つ目の段落のところ、逆差別の背景を説明しておられるんですけど、最後、考え方などがあるとされます。「されています」の方がいいんのではないかと。「されています」の方がおさまりはいいんのではないのでしょうか。通して読んでいただいたらわかると思うのですが、でも、されますというはおさまりがおかしいかなと。あともうひとつ、この15の地域づくりうんぬんということで、資料提供していただきたいということですが、できたら、どこか活発にやっていると、こういうふうに使えないのではないかとところまで、モデル作らないといけないと思います。資料提供しても何もおそらく起こってこないと思います。だから、事務局の方がちょっと助けに入ってもらって、活発に活動してるところがありますね。そこで、一回使って見たら、どこまでどのようにこの調査が役に立つかというのが、分かってくると思うんですよ。ひとつは、かなりはっきりしたデータが出てるところも大事だし、受ける方がある程度動いてるところでなかったらだめだという面もあるのでね。どこへというのは私たちではわかりませんが、せつかくここまでされるんでしたら、モデルを作ってもらわないとなあ。そうすれば、他の地域もこういう使い方できるだとなあわかるのではないと思うのですよ。最後に会長が言われた、指摘された点で思ったのは、この寝た子差別の批判のところ、これまでの特別措置が隣接地域の人達にも役に立ってるし、市民全体にも役に立ってるんだという記述があったのですが、この名張市の場合、具体的にこういう事例があるんだということ、やはりまとめて、それを市政だよりとか、

市の冊子を作るときに入れたら、かなり効果あると思うのですよ。一般的に隣接地域で役に立っているとか、市民全体に役に立ってくれたってね、全然市民からみたらストンとこないと思うんですね。具体的に言わないとだめだと思うのですよ。だからそれは、名張市でされている人じゃないとわからないのでね。誰がいいか、私はわかりませんが、絶対あるはずなんです。それをいくつか出して啓発、活用していくというのが、今までの一歩前進の啓発になるのではないかなと思っているということです。ちょっとその点気づいたので。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

その15地域のモデルっていうことですが、なにか…。

(事務局)

あの大きな地区を有している、赤目、比奈知の地域づくり組織の活動状況にリンクさせてみて、何か提案できるようなものがあれば、提案していきたいなあというふうに考えております。

(委員)

私もどう活用していくのが面白いのかなあと思って、委員に言われたことの反省なんですけども。他地域の資料を見てしまうと。まあまあだなということで、前に進まないとは思いますが、ある程度のこのモデルとなる地域の差はどこから来てるのかとか、やっぱりこの地域協議会のメンバーで、何か議論をしたりとか、人権センターが防災と絡めた15地域のワークショップをやったり、研修でしたりしてましたね。ああいう部分で、人権啓発のワークショップみたいなのところに、そのデータを持ち込みながら、グループのディスカッションをしてみるとか、ワークショップ的なことで済む意見等とか、その資料から自分達の地域でどんなことをこれからしていくのが必要なのかとか、前向いた具体的実践例を考えていけるようなワークショップみたいなのが第1弾で出来ると面白いのかなと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

またそれを提供してもらえると、こちらもまた勉強にもなるし。

(会長)

今上がった委員さんの方からご指摘された点でも、ご意見いただきましたら。ほかの皆さんどうでしょうか。

(委員)

最後はインターネットで見れるんですか。

(事務局)

はい、ホームページの方へ公開をさせていただきます。

(会長)

冊子も作ってくれるんですね。

(事務局)

冊子の方は、そんなにたくさん部数は出来なと思いますので、基本はいわゆるデータ、ホームページの方で公開をさせていただいて、内部印刷で、あれだけの分量ですので、50部かそれくらい置いといて、どうしても必要だっという方には、それをお持ち帰りいただくというふうな形で…。

(会長)

図書館とか、市立図書館とかに取りに来ていただいたら。

(事務局)

そうですね。そちらの方へは、何冊か。内部印刷ですし、ちょっと無理なんですけども。

(委員)

ダイジェスト版は作るんですか。

(事務局)

ダイジェスト版は作ろうと思ってます。

(委員)

作った方が。あれだけのものをみんな読んでもらうというのは大変ですし。

(委員)

今、いわれている15地域の話でも同じようなんですけど、出来上がったものをどう活用するか。どう認知させるかの取り組みをするかというのが、大事になってくると思うので、前回の小中学校の教員が、どんな活用の仕方ができるかとか、なんていうのか、人権政策の基本計画の中に出て来るのかどうかかわかっていないんですけども、こういう研修の在り方はめんどくさいけど、伝えていかないとしないというのが、現状はあるんで、その辺は丁寧な取組の方法とか、使い方、ノウハウじゃないですけど、なにか指示を出していく方がいいのかなあと思ったりもしているのですが。

(会長)

名同教さんなんかにも、こういう周知するような。

(事務局)

もちろん、はい。

(委員)

市職員への研修と、議員さんへの情報提供、これは絶対大事ですね。今の教職員も同様で、あと市民。ここへ企業も、働きかけて、そこら辺りに、せつかくこれだけの調査をされたのですから。こういう特徴があったとってしてもらっただけでもかなり効果あると思う。

(委員)

宗教部会は。

(委員)

宗教部会は名同教の中にある。話してもらい易いし。

(会長)

他、皆さんございませんですか。ありがとうございます。そうしましたら、最初のところは、資料2のところはこれでということで、次に資料3の「基本的な考え方(案)」をお願いいたします。

(事務局)

そうしましたら、先ほど頂戴した意見を反映させたもので、最終版確定をさせまして、ホームページ等で公開したいと思います。皆さま方には、修正した箇所について、その部分差替え用でお送りをさせていただきますので、2月にお渡しをしたこの資料で、加除していただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

(1) 名張市人権施策基本計画の改訂について

「改訂版 人権施策基本計画」構成(案)

(事務局説明)

(会長)

はい、ありがとうございます。資料2の1ページから3ページに入るところで、議論をしていくと。基本計画はまたあとで。次回と。

(事務局)

この内容でやっていこうと考えているところでございます。

(委員)

質問があるのですが、意見というか、1 ページのこの名称ですね、「名張市人権施策基本計画構成(案)」でなっていますが、我々議論するのは第2次改定ですね。だから、第2次改定というのはどっかに入れておいた方がいいのではないかなと思うんですけどね。それが1点と、今日の議論ではないけれども、6 ページの(g)と(h)、これは前のままで入れ替わってないです。ここも替えておかなければいけないと。今日議論するところだけでもいいんですけど、第1改定でやったと思うんです。第1改定で新しく加わったところはどこなのか、あるいは、大きく変わったところはどこなのかというのは、示せるんですか。全然枠組み変えてしまっているんですか。第1改定と比較したときに、何が違っているのかというのがわからなかったら、議論しやすいと思うんですがね。

(事務局)

第1改定の際に、「インターネットと人権」というものを加えました。第2次改定におきましては、「セクシャルマイノリティの人権」というものが。

(委員)

これが新しく入ってきたんですね。

(事務局)

はい。新しく入れたというところであります。この点をもうちょっと力入れてとも考えておるところです。

(委員)

あとは、人権についての名張市市民意識調査結果を踏まえて議論をやっているということも新しくなるわけですね。

(事務局)

そうですね、はい。

(委員)

だから、その辺を明確にしてあげたら、読む人もわかりやすいし、どこが変わったのかなというのがあると思うので。

(事務局)

はい。

(委員)

教えてください。(h)と(g)はどちらが正しいのですか。

(事務局)

インターネットと人権が（h）です。セクシャルマイノリティが（g）です。3ページのところの体系図の順番が正解です。（a）から（g）までがいわゆるマイノリティの方の人権ということで固めてしまう。

(会長)

人権意識調査のことは、基本的な考え方のどこかに入れるということになるですか。

(委員)

2ページの3に反映されている。

(事務局)

そうですね、内部要因のふたつめが、人権についての市民意識調査結果からとなっておりますので。

(委員)

当然1ページの1の4の市のところにもでてくるのちがうかな。意識調査をしたということ。基本的な考え方の1の、人権をめぐる状況の、〔4〕名張市のところがあるでしょ。ここにもやっぱり、市民意識調査をしたというのは書けるのではないですか。

(事務局)

そうですね。そこにはちょっと。

(委員)

そこまでは書いてなかったですか。

(事務局)

すいません。昨年度のいわゆる3つの解消推進法の事については、若干触れたりはそのですけども、新・理想郷プランに取り込まれているということで、この改訂にあたって、これを踏まえたという表現はありませんので、ちょっとその一文をどこかへ加えると思います。

(委員)

ここにも入れた方がいいかもしれませんね。この法律のものは何も名張市だけではなく、どこでもある話だから。書いてもらえたらいいのに。ここにも入れた方がいいのかもしれないね。

(委員)

もう一回議論するにして、次に進んだ方が議論しやすいってことはないんですか。ちょっと、抽象的な枠組みの話ですからね。

(会長)

ありがとうございます。それでしたら、もうちょっと進んでいただきます。

「I 基本的な考え方」(案)

1. 人権をめぐる状況

[1] 国際的な動き

(事務局説明)

(委員)

段落でいうと、ふたつめの段落かな。4行目の取り組みは、漢字とひらがなの混じっているものになってますね。全てだいたい名詞っていうのかな、的な答えは漢字だけでいっておられるが、どちらかに統一しなかったらおかしいですね、これ。

(事務局)

そうですね、はい。

(委員)

3つ目の段落のところ、5行目で、そして国や公共団体って、これは公共団体って正しかったですか。地方は入ってなかったですか。これちょっと現物見なかったら。

(事務局)

ちょっとチェックします。

(委員)

おそらく、地方公共団体やと思いますが、公共団体かもわからないので、これは確認してください。ちょっとそこだけ気になりました。

(会長)

よろしいですか。そしたら残りの方を。

[2] 国の動き

(事務局説明)

(会長) [2] の国の動きについてですが

(委員)

よろしいですか。国の動きの2行目で、人権関連国際条約って書いておられますけど、通常は人権関係ですね。関連といたら広がってしまう。関係ですね。

(事務局)

関係です。

(委員)

これは障害者差別解消法は促進でしたか。推進ではなかったですか。正式名称は。

(事務局)

推進ですね。

(委員)

そうですね。これ推進にしないと、省略の仕方を変えないといけないようになってまう。推進ですね、やっぱり。

(会長)

はい、よろしいですか。じゃあ〔3〕を。

〔3〕 三重県の動き

(事務局説明)

(会長)

ご意見等はよろしいですか。

(事務局)

事務局からこういうことを申し上げるのはなんですが、「カイトイ」について、改め定めるというのがいいのか、訂がいいのか。いまは混在している状態です。どちらかに統一したいと思いますが、訂の方がいいのかなと思ったりもするのですが、どうなのでしょう。

(委員)

定めるから定の方がいいみたいやもんなあ。本のカイトイだったら、訂でいいかわからないけれども。これは方針だから、改めて定めるわけではないから、定の方でないのかなあ。

(事務局)

そうしましたら、しっかり調べてみてですね、他の自治体の状況等も見たいうえで、どちらかに統一をしておきたいと思います。今日のところは混在した資料で申し訳ないですが、よ

ろしくお願いをします。

〔4〕名張市の取組

(事務局説明)

(事務局)

先ほどご指摘いただきましたように、ここに、市民意識調査の結果を踏まえているという言う部分、文言、挿入させていただきたいと思います。

(会長)

名張市の方の施策では言偏の改訂を使っているというわけですか。

(事務局)

全部定めるです。

(委員)

ウ冠の方が正しいと思います。

(事務局)

定めるに改めます。

(会長)

よろしいですか。はいどうぞ。

(委員)

国の動きから市の動きまで、法律の流れから順を追って記述をしていただいているんですが、なかなか法律とかばかりで、頭に入ってこないの、であと、たぶん計画の一番後ろに参考資料とか、いろんなものが載ってくる、専門用語の説明とかも合わせて載ってくる中に、表のようにしていただいて、国の流れは何年からこう動いてるよ、県も動いてるよ、それに呼応するように名張市はこうやって条例も定めたよ、っていうようなものが一枚付いたら、すごくわかり易いかなあと思うので、またご検討いただいて。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

法律がね、同じ名前のもが出てきますから、まあ、2回目3回目略称でもね。

(事務局)

事前に議員の皆さんにお聞きした資料の方では、昨年度、施行のあった解消に関する3つの法律の、略称の部分、解消法っていう記述をしてありました。これに対して、委員からご指摘いただきまして、解消法っていう書き方だと、なんか自然になくなってしまいたいだ。そうじゃないでしょうと。やはり、解消のための様々な取り組みを推進していく、そういった趣旨の法律であるんだから、そういうふうに変更の方がいいですよ、といったご指摘でしたので、すべてそのように直して、本日、資料の方、差替えをさしていただいたところです。これ以降、取組をする際も、その記述、略称であるべきという考え方でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

2. 計画の性格と期間

(事務局説明)

(会長)

はい、ありがとうございます。この件について、どうでしょうか。

(委員)

地方公共団体で行くか、地方自治体でいくか、統一した方がいいね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

どっちか、まあ公の文章ですから、公共になるのかな。

(事務局)

公共団体ですね。

(委員)

地方公共団体ですか。平成37年は変わりありますね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

天皇が退位するから。これで行かないと仕方がないですね。

(会長)

はい、よろしいですか。

3. 基本理念

(事務局説明)

(委員)

名詞止めが多いんですかね。名詞で終るのが多いのですか、こういうのは。理念っていうのは。例えば、「…暮らせるまちの実現を目指す」とかそういう。実現という言葉で終るやり方が多いのですか。

(事務局)

そんな感じでしたね。

(委員)

基本理念っていうのは。

(事務局)

そうですね。こちら「新・理想郷プラン」の基本構想ですけども、まちづくりの基本理念のところも最終は、福祉の理想郷、で終わっていますし、「目指す名張の将来像」も、「幸せに暮らせるまち 名張」で。

(委員)

別に、実現で終わってもおかしくないのですね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

はい。結構です。

(委員)

もうひとつ前の計画の理念、とは違うんですか。この計画のもうひとつ前の。

(事務局)

第1次改定のと。それはちょっとしっかりと。

(委員)

やっぱりこう基本理念は変えないというのがありますもんね。

(事務局)

そうですね。

(事務局)

もしも変更になっているのであれば、この括弧の下側の文章のところ、この様な点を変えましたという、変更の経緯がわかるような説明文書を入れたいと思います。

(委員)

もうひとつ前の計画で、ほとんどが実現できていたら、なので、新たにまた基本理念を変えて、次の計画作りましたって。でもまだまだこれが、なかなか一挙にいかないの、やっぱり目標というか目立つところは、変えずにずっと行きますというのがひとつなんで、前とどうかなと思って。前の計画をを持ってきたらよかったですけど。

(会長)

いいですか。

(事務局)

近々調べておきます。ありがとうございます。

(事務局)

先ほどご質問いただいた件なんですけども、基本理念、これは、第1改定後のものから変わっているのですかというお尋ねでした。そもそもといいますか、第1次改定版とこの今しようとしている第2次改定版とで、章立て自体が違いまして、それぞれの施策、横断的施策の部分に踏み込んでいっているという状況で、この「基本的な考え方」でありますとか、「名張市の現状と課題」という章立てにはなっておりませんので、基本理念という項目自体が、前バージョンには入っていないということになってきます。そのことをご報告させていただきたいと思います。

「Ⅱ名張市の現状と課題」(案)

1. 外部要因 ～社会的潮流～

(事務局説明)

(会長)

次の分は現状と課題ということですが、まず外部要因をまず掲げるということですね。

(事務局)

そうですね。

(会長)

そして内部要因。

(委員)

最終的には文章化されるということですか。このままで行くのですか。

(事務局)

もう少し、解説的なものを加えた方がいいかなというようにも思うのですが、どうしましょうか。

(委員)

これでしたらレジュメみたいで、せめて文章にはしないといけないと思うのですが。

(事務局)

もう少し、それでは背景であるとか、そういったものに触れるような形の文章、ボリュームを持ったものに。

(委員)

短くてもいいから文章にはしないといけないのではないのでしょうか。レジュメではいけないですよ。

(委員)

内部要因は文章になっていますからね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

同じようなトーンに揃えてもらった方がいいと思いますね。

(委員)

入っていることは入っているのですが、非正規労働者とか、格差拡大とか、新たな貧困とか、子供の貧困とか、そういう今のキーワードが入っていない感じがしますね。抜けてる感じがしますね。

(事務局)

はい。

(委員)

どこへ入れたらいいのかは、今思いつかないけど、やっぱり、非正規労働者の比率が多くて格差が拡大して新しい貧困、とか。子供の貧困っていうのは要ると思います。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

そうであれば、〔5〕の方を充実させた方がいいかもしれないね。

(事務局)

はい。

(会長)

もう少し検討をするということによろしいですか。

2. 内部要因—1

(事務局説明)

(会長)

資料4についてご説明いただきましたが、ここまでのところどうでしょうか。

(委員)

7 ページのね、〔2〕人口動態の推移ありますね。転出が転入よりも増えてるということを書いておられるんですけども、原因はなんですか。名張は人口が増えていってるものばかり思っていたのですが、出ていってるということですね。減っていている大きな理由としては、転入よりも転出のほうが多いということで、その原因を突き止めてなかったら、手立てを講じられないから、まんざら関係ない問題でもないと思うのですけれどね。

(委員)

これは、学校、高校ぐらいまではここに住民が多いんですが、いざ就職となった時に、なかなかないし、あと大学になったら、東京の方の大学に行ってしまうと、卒業してもそこで就職して名張に帰ってこないっていうことで、若者の働き盛りの若者がなかなか名張へ留まっていたかからないっていう現状があるんですね。

(委員)

それは書かれた方がいいんじゃないんでしょうかね、その通りに。それに手立てを講じることが、名張市の活性化になっていくわけだから。人権という面でもやっぱり、そういう層

がここへ留まってくれなかったら。これちょっと大事なことで。

(委員)

今、おっしゃったように、それに伴って今度、親世代の私たちぐらいの年代も、子どもたちが帰ってこないっていうのもわかってるし、子供たちは外で所帯を持って、そうしたら、そもそも増加した転入したときに、大阪奈良から来た人たちは、もともとご親戚や兄弟たちが大阪とか他の近畿の方にいる、そしたら定年退職したら二人だけがここにいる必要がなくなってくるというか、子育てにはね、すごい環境もいいからというので子育て世代の時に、この増加の時にどっと転入してきた。私たちもその一人なんですけども。今おっしゃったように、いざ大学だ、あれになったときに、子どもたち。で子供たちが地元で就職しない、イコール今度残った核家族が、そういう転入してきたっていうのは、核家族がほとんどですので、核家族で転入して、転入した核家族が親を呼寄せるかかっていったら、呼寄せなくて、親はまた違うところに住んで、私たち核家族になったものが、今度子供たちがいなくなったなら、通学にも地元に戻ってくる必要もなくなる、子供たちは外で就職するなり、下宿するなりすると、夫婦だけがここにいる必要性ってのが…。そんなことで私の周りでもたくさんもう帰っておられます。そして、もうローン支払って終わったら、プラマイゼロとして、これが何千万で買ったおうちでも、500万でも売れば儲けものという感じで、プラマイで損したとかどうか、それはもう自分たちのお家賃と思って、子供たちも子育てできたからって相殺の中で、そうした早いうちに手放して、そして、また、向うに帰って、ちっちゃなマンション、中古のマンションでも買えば、子供たちはもうここにいるような広いお部屋はいらなくなるし、都会で住んでたら、子供たちもそれぞれまた、ここで住みたいに泊まって家族でお泊りして帰るんじゃないくて、用事があつたらめいめい、っていうそういうのが私たちの団地は、私は桔梗なんですけれども、ほんとにたくさん見受けられます。私の知りうる限りでも相当います、私の同年代の子育てを一緒にさせてもらったご家庭の方達も。だから確かに、若い人の就職先がないのかなとかっていうのもひとつだと思っんですけども、ただ、開発されてここが良かったのも、もちろん誘致もありますし、そして団地ができた年代っていうのも一気に、どこの団地も同じ年代に出来たから、あるいは例えば、桔梗が丘がこの年代に開発、で次の団地はこの年代に開発っていうんだったら、この高齢化率もちょっとこう、穏やかに行けたかもしれませんが、団地の造成ももう一気だったから。だから、それは根付いた人が、いろんな要因があつての開発だったと思っんですけど、違う意味での長い目で見た開発を受け入れたり、人口のあれをするときには、それも、あとのことですけど、違う年代の開発があれば、ここまでの高齢化率の速度がね、違ったんじゃないかと。そればっかりじゃないですけど、そういうふうに、住んで、向うから来たものとして、そして今の現状を見ると、そんなに、ひょっとしたらそういう要因もあるかなって感じます。

(委員)

名張市全体の総合計画あるでしょ。そこではこの問題についてどうゆう手立てを出してくるのかな。その中に人権との関わりがある指摘はないんですかね。

(事務局)

重要課題としては、若者が暮らしやすい町の実現、というのが挙げられてますね。重要課題の第1番目に。住み良い住み続けたい町にしなければならぬと。

(委員)

全体でもそういうことを出しておられるんですから、人権のところでも、ちょっと言及しておいた方がいいと思うんですけどね。この概念のところのと、それから、8ページにあって労働力人口のところ、ありますよね。非正規労働者の率っていうのはわからないですか、名張市の。

(事務局)

こないだからのところには報告として上がってなかったように思います。

(委員)

一度調べてもらったら。もしもあるのだったら、これ重要な問題なので。非正規労働者の比率がわかったら入れてもらいたい。

(事務局)

それとちょっとあたってみてわからなかったんですけども、女性の就業率とかいうものも、推移を調べておく必要があるかなと。前回の国税調査の結果にもとづく市の統計書がもうじき完成するので、それが出てきたらもう少し、詳細ないろんな面白いデータがあるかなと。

(委員)

あと、9ページの特別支援学級のやつですけどね、減額保障をやってる率っていうのはわからないですか。

(事務局)

そうですね。これは教育要覧の方に掲載されてた数字だけのものを見たものですので、その点はもう少し比較してみないとわかりませんので。

(委員)

できたら、もしもなにかわかるのでしたら、入れといてもらわないと。基本は減額保障でしょう。それを補うというか、第2次的な選択は特別支援にいつてると思うんですけどね。

(委員)

すいません。グラフの方で、これは障害者手帳の交付を記述していただいている上の方の表がですね、身体障害者の数と知的と精神の数を入れていただいていますので、〔5〕身体障害者手帳交付者推移じゃなしに、障害者手帳の推移ですよね。3障害載ってますので。

(事務局)

わかりました。

(委員)

あと、グラフの中で、名張市ってかいてあるところと、名張市を抜いて表記してあるところへんがあるのですけども、とくに職業のところとか、労働力のところが上と下の表記が。揃えておいてもらった方がいいかと思います。

(事務局)

その辺、きちんと整合させます。それと、入ってなかったりする部分で、出典ですが、どこから引っ張ってきたか、いつ現在のものか、各年何月何日現在のものかというのを、入っている部分入っていない部分ありますので、その辺、出典を明らかにしておきます。

(委員)

あとは先頭、言語と並記を出来るだけしてもらって。言語だけのやつがけっこうあるんで。可能な限りでいいんで。

(委員)

すいません、2点お伺いしたいです。名張市の人口動態推移のところ、差し引きというこの数字は、何の差し引きですか。どの数字を見てもちょっと合わない。

(事務局)

そうですね、これは。

(委員)

差し引きやったら両方、やらなあかんわね。出生・死亡と転入・転出があるんやから。ひとつだけ書いておられるのはおかしい。

(委員)

社会増と自然増をそれを単に比較しただけという。この差引はたぶん実際のところでは使わない、こういう表記をするときに、簡単に計算するために入れたものがそのまま載ったんのではないですか。

(事務局)

そうですね。

(委員)

それともう一点すいません。最近、小中保護者の方たちの片親世帯ってうのがものすごく増えてるのですけれども、それが生活困窮につながっているということで、そのあたりの数字は必要ないでしょうか。

(事務局)

実態が、調べられるかな…。

(委員)

難しいってことですかね。

(委員)

ひとり親っていういい方は。

(委員)

ああ、そうですね。

(事務局)

それはだめですね。

(事務局)

就学期に限定するような形で調べることができれば調べておきたいと思います。

(委員)

すいません。それと、〔10〕番で突然、携帯電話とスマートフォンの利用状況が出てきて、他のとちょっとあれが違うなあという感じがありますので、〔10〕番のところで、子供を取り巻く状況、かなんかにしていただいて、携帯電話とかスマートフォンを持っている子供たちの状況はどうかというふうにしていただいた方が、ちょっとわかり易いかなと。突然でてきて、あれ、なんでこんなとこに出て来るのかなあとになりましたんで。

(事務局)

昨年12月の部落差別解消推進法が出てきた背景の、情報化というそういうものが、部落差別の状況というものを変えてきてるっていうことで、ものすごくクローズアップされたということと、子供たちがLINEでのいじめであるとか、そういったものにさらされている状況があるっていうところへんで、こちらも、こういうデータがあるということで、載せたものなのですが、少し整理をさせていただきたいと思います。もう少し子供たちの実態というか、子供の権利擁護であるとか、そういった部分でふさわしい数値があれば、そちらの方に差し換えていきたいと思います。

(委員)

せっかくこれ、スマートフォンとか、若干縛られてるけど、これ、人権侵害との関係のデータってないんですか。それが非常に大事や。

(委員)

そういうのがわかるとね。

(事務局)

そこまでは市レベルでの調査は、実態調査は。

(委員)

子どものこれも、そこまではやってない。

(事務局)

これもそこまではなかったと思います。

(事務局)

ですけど、この調査は保護者さんにどうですかって聞いている部分と、地域のまち保の方とか、学校の先生とか教育とか、福祉に携わる方々から見て、自分の関わっている人たちの中でそういった人たちが、いる・いないという皮膚感覚の実態調査になってますので、ここから必要な部分というか、役立つ部分というのはけっこうお示しできるかなというふうに考えてます。

(会長)

このネットワークの方のは参考資料ですね。

(委員)

この中から任意データを引っ張って、ですね。

(事務局)

あの申し訳ない、今日やっと入手したもので…。

(会長)

ありがとうございます。そうしましたら、9ページまではこれでよろしいですか。じゃあ10ページを。

3. 内部要因—2

(事務局説明)

(委員)

1番目の人権問題に関する意識のところがありますね。これは15地区でかなりばらつきが合ったと思うのですね。それは性別や年齢層別だけでなしに、地区別というか。それは指摘しておいた方がいいと思うのですね。もう一つ感じるのは、部落問題、同和問題だけを取り上げておられるのですが、あの調査は他の課題も、項目少なかったけども調べてますね。

ですから、ひとつのテーマにひとつぐらいは出した方がいいんじゃないんですかね。そうしないと、部落問題の意識調査をやったのかと受け止められてしまうので。それぞれの課題にひとつぐらいは特徴的なもの挙げて、ここに列挙した方がいいのではないかと思います。

(委員)

女性であるとか子供であるとか高齢者であるとか、それぞれの人権課題を。

(委員)

せめてひとつでも挙げられなかったら、あれだけの調査したわけですから。部落問題だけを取り上げるってなってきたら。

(会長)

よろしいですか

(委員)

「同和問題」「部落問題」から「人権問題全般」へのシフトによるということなんですけども、部落問題・同和問題が人権問題の大きな柱の一つであり、人権問題の中のひとつの大きな柱としてかつては教えていると思うのですけども、今はそうすると、人権の問題のひとつとして教えていけばいいということではいいと。シフトということ。

(事務局)

決してゼロになったわけではないのですけども、それこそインターネットのことであるとか、セクシャルマイノリティであるとか、いろんな社会状況の変化で、いろんなことに目を向けていかなければいけないという状況の中で、かつての特化した部落問題学習という形のものでどうもこう、後退ということではないんでしょうけども、もう時間的な物理的な制限とかもあるんでしょうけども、実際問題、人権問題、部落問題から、人権全般、そういった流れっていうかな、そういうところが。シフトって言い方がどうかなと思うのですけども。

(委員)

なにか、軽いような。シフトという言葉でとらえてしまうと、やっぱりここに大きな問題が、部落問題について教えていない部分が多いということで、若い子供たちが知らないという、そのまま大人になっていくということで、大きな問題があるように思いますので、ちょっとこのシフトによりという言葉がこう、こう考えたことにより、軽く受け取られるような気がするんですね。

(事務局)

ちょっと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

4. 基本計画で取り組むべき課題

(事務局説明)

(委員)

これは第1改定と比べたら、新規はあるんですか。これはだいたい踏襲しているのですか。

(事務局)

そうですね。

(委員)

この新たな人権問題への対応は、当然変わってるのだろうけど。

(事務局)

横断的な部分ということで、踏襲はした形にはなっています。基本政策の、基本施策の部分ということで、その点については、ほぼ。教育啓発であるとか、相談体制の整備であるとか、そんなこともちょっと整理して、付け加えるべき部分があれば付け加えていきたいというふうに思います。

(会長)

何がどう継承され、何がこう加わったかというだけの整理を言っているのですね。

(事務局)

はい。その辺総括したうえで、以下の7項目に取り組むべき課題としますっていうふうな形の文章化というものを考えていきたいと思います。

5. 課題に対応するための基本方針

6. 計画の体系

(事務局説明)

(会長)

それでは、こういったことで、概ねご了解いただきまして、最後に資料⑤のスケジュール概要を。

策定スケジュール（案）

(事務局説明)

(委員)

パブコメはやらないのですか。

(事務局)

パブコメは今回はやらずにと。

(委員)

やった方がいいと思うけど。やらないですか。前はやったんですかね。

(事務局)

前はやりました。

(委員)

意見はでたんですか。

(事務局)

出ませんでした。

(委員)

早かったのですか。

(事務局)

はい。

(委員)

資料の②のところなのですが、だいぶ戻って申し訳ないですけど、原課の構成案で、これに異議は全然ないのですけれども、最後6ページ、この資料の6ページの最後の推進体制というところなのですが、大きく1と2に分けていただいて、庁内の推進体制は各分野の行政計画の着実な進行やりますよと。2番目に具体的施策の進行管理は各施策担当部署への負担を可能な限り軽減しますっていうのは、なにか…。

(事務局)

はい。

(委員)

内部的には細かい資料を出さないでいいのだなあと。ちょっと表現を変えて。例えば、進行管理がこの委員会でするのだったら、そういうこと書かないといけないのではないかなあとと思います。そこら辺はどうなんですか。

(事務局)

本来であれば行政計画をしっかりと着実にやっていっておれば、それでいいのですが、そのことを現場の人にあんな資料出して、こんな資料だしてとこれにあれしていつまでに出してとすることをせずに何とか出来ないものかなと。例えば事務事業シートを活用できないのかと、ざっくりしてるけども。

(委員)

事務手続きはもちろん全般なんですが、進行管理は誰がするのということなんですわね。

(事務局)

うちで取りまとめて、こういった形であれを取りまとめをして、ここへおはかりをするとか、こちらの方へ報告をしていただいて、意見いただくということに。

(委員)

ですから、ここの表現は、こういう審議会で進行管理を行いますっていう表現になりますよね。

(事務局)

そうですね、ありがとうございました。

(会長)

このような形で第4回まで開催ということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

また、事務局を通じて日程調整等をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

(会長)

それでは協議事項の方はこれで終わりということで、報告事項に入ります。

4. 報告事項

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受けた市長及び教育長、名張市議会議長への要請文書について

(事務局説明)

(委員)

事務局で進めていただいて。非常に協力的にやっていただいている。学習会はもっと早くと思っていたのですが、講師の関係で7月に。先ほど言われていたように、法が、時限立法が

切れて15年で、確かに同和教育が後退して、ちょうどその時期に、学校とか大学で先生になるのは、同和教育受けてないっていう人がほとんどで、今も新しい人は同和教育は全然。その人たちだから自信がない。学校で教えないから生徒がまた習わないっていう状況なので、それも含めて、せつかく。

(委員)

生徒が学ぶ機会がないですね。

(委員)

理念法として勉強というか相談業務の充実っていうのを、これから本当にはかかっていきたいと思いますので、皆さんも、それぞれの人がいろんな地域で役職もありますから、その集まりの時にどうそ宣伝をしていただいて、さっきも言ったように、ほんとに10%未満ですよ、この法律があるいうのを真に知っている人が。われわれ自身でも、勉強不足の人間がいてるので、支部らのみんなにも今からしていくのですけれども、ヘイトスピーチなどに比べると、非常に少ないみたいです。フリーの問い合わせなんかもね。だからその辺のところもやっぱり、部落差別あまりにも長い、寝た子を起こすとか依然として残っているのかなという思いもありますので、がんばりましょう。ぜひよろしく願いをいたします。

5. その他

(事務局説明)

閉会